

保険だより

一 必 読 一

京都府老人医療給付制度(㊂41)

の見直しについて

—4月1日から—

高齢受給者（70～74歳、現役並み所得者を除く）の医療費窓口負担は、国の一一部負担金等軽減特例措置の廃止により、平成26年4月2日以降に70歳になった方から段階的に2割に移行しています（平成26年3月1日京都医報保険だより参照）。

これを受けて、平成27年度より京都府老人医療給付制度（対象：65～69歳の低所得者・独居老人等）（㊂41）についても、高齢受給者に合わせる形で、自己負担割合を1割から2割に引上げるなどの見直しが行われる予定ですので、お知らせします。

3月度請求書(2月診療分)

提出期限

▷基金 10日(火)

午後5時まで

▷国保 10日(火)

午後5時まで

▷労災 10日(火)

午後5時まで

☆提出期限にかかるはず、

お早めにご提出ください。

☆保険だより9月15日号に半

年分の基金・国保の提出期

限を掲載していますので併

せてご参照ください。

記

1. 変更点

平成27年4月から自己負担割合を2割に引上げるとともに、平成27年8月から所得制限を見直し、低所得者層（所得税非課税世帯）への扶助を主眼とする。

	現行制度	見直し内容
自己負担割合	1割（←国3割）	2割（←国3割） 4月1日より適用
所得制限	特別世帯：老齢福祉年金	所得税非課税に一本化 8月1日より適用
	一般世帯：所得税非課税	（※ 経過措置あり）
事業主体	市町村	同左

※現行制度受給対象年齢者（H27.7.31までに満65歳に達する者）については、満70歳に達するまでの間、現行所得制限を適用。

2. 医療機関窓口における注意点

- 新証は3月中に対象者に対して交付されるが、市町村によっては旧証の回収が完全にできない可能性があるため、自己負担割合が変わっていることに十分注意すること。
- 新証の有効期間は平成27年4月1日から平成27年7月31日までとなる。従来どおり、8月に前年の所得に基づく証が新たに交付されることになるので、8月の初回受診時には特に証の確認が重要である。

3. 備考

平成26年度に実施された「前期高齢者医療制度と京都府老人医療給付制度（老41）の窓口負担に係る特例措置」（平成26年3月1日京都医報保険だより参照）は、平成27年3月をもって終了する。

受給者証 見本

(福)		福祉医療費受給者証						老	
負担者番号		4	1	2	6				
公費負担医療の受給者番号									
受 給 者	居住地	見本							
	氏名								
	生年月日	昭和 年 月 日						男 ・ 女	
一部負担金の割合	2割								
有効期間	平成27年 4月 1日から								
	平成27年 7月 31日まで								
発行機関名及び印									
交付年月日	平成 年 月 日								
この証は、京都府以外では使用できません。									

※8月証更新：平成27年8月1日～平成28年7月31日